

## 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令

## 及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

## ○改正のポイント

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律施行令及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（政令第三九四号）（環境省）

- 1 刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととしている。
- 2 この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行することとしている。

○政令第三百九十四号（平成十三年十二月十二日）  
（環境省）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第三十七条第二項及び特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項の規定に基づき、この政令を

制定する。

次に掲げる政令の規定中「第二百八条の二」を「第二百八条の三」に改める。

- 一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第六条第二号ハ
- 二 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第五条第二号ハ

## 附 則

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に

## 関する法律の一部の施行期日を定める政令

## ○改正のポイント

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三九五号）（環境省）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六四号）附則第一条第一号の政令で定める日は、平成十三年十二月二十一日とすることとしている。

○政令第三百九十五号（平成十三年十二月十二日）  
（環境省）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、唱定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六

十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十三年十二月二十一日とする。

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令

## ○改正のポイント

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（政令第三九六）（環境省）

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二条第三項の政令で定める自動車として、被けん引車等を定めることとしている。（第一条関係）
- 2 主務大臣又は都道府県知事による報告の徴収及び立入検査の方法を定めることとしている。（第二条及び第三条関係）
- 3 国土交通大臣の権限のうち、地方運輸局長等に委任するものを定めることとしている。（第四条第一項及び

## 第二項関係)

- 4 都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市の長及びその行う事務を定めることとしている。(第四条第三項関係)
- 5 この政令は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとしている。

○政令第三百九十六号(平成十三年十二月十二日)  
(環境省)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第三項、第七十条、第七十一条第一項並びに第八十条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第三項の政令で定める自動車)

第一条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項の政令で定める自動車は、次のとおりとする。

- 一 被けん引車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具に限る。)をいう。以下この条において同じ。)
- 二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)
- 三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)

(報告の徴収)

第二条 主務大臣は、法第七十条の規定により、法第五十四条及び第五十五条の項定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取り又は破壊の実施の状況に関し報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第二十三条及び第二十四条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第三条 主務大臣は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第一種フ

ロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(権限の委任)

第四条 法第七十二条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限については、地方運輸局長又は陸運支局長も行うことができる。

- 2 法第三十二条第一項、第三項、第五項及び第九項並びに法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。
- 3 次に掲げる都道府県知事の権限に属する事務であつて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区域内に事業所を有する第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に関するものは、当該区域を管轄する指定都市の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

- 一 第二種特定製品引取業者に関する法第二十五条から第二十七条まで(これらの規定を法第二十八条におい

て準用する法第十二条第二項、第十三条第二項及び第十七条第二項においてそれぞれ読み替えて準用する

場合を含む。)、法第二十八条において準用する法第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条

及び第十七条第一項、法第七十条並びに法第七十一条第一項に規定する事務

- 二 第二種フロン類回収業者に関する法第二十九条から第三十一条まで(これらの規定を法第三十三条第一項において準用する法第十二条第二項、第十三条第二項及び第十七条第二項並びに法第三十三条第二項において準用する法第十七条第二項においてそれぞれ読み替えて準用する場合を含む。)、法第三十二条第一項、第二項(第六項において準用する場合を含む。)、第三項、第七項及び第九項、同条第四項(第六項において

準用する場合を含む。)において準用する法第三十条第二項及び第三十一条第二項、法第三十三条第一項において準用する法第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条第一項法第三十三条第二項において準用する法第十四条、第十六条及び第十七条第一項、法第七十条並びに法第七十一条第一項に規定す

#### 附 則

この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一月）から施行する。ただし、第一条の規定は、法附則第一条第一号に規定する規定の施行の日（平成十三年十二月二十一日）から施行する。

---

### 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

#### ○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第二号（平成十三年十二月十二日）

刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十八号）の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に

関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省農林水産省、通商産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第旨ハ及び第二号ハ中「第二百八条の二」を「第二百八条の三」に改める。

#### 附 則

この省令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

---

### 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

#### ○経済産業省、環境省 令第十一号（平成十三年十二月十二日）

刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十八号）の施行に伴い、及び特定家庭用機器再商品化法

（平成十年法律代九重七号）二十三条第一項第一号の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正

する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省、通商産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ハ及び第二号ハ中「第二百八条の二」を「第二百八条の三」に改める。

#### 附 則

この省令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。